別添１

特　記　仕　様　書

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

項　　目	特　記　事　項
ＩＣＴ活用工事について	**ＩＣＴ活用工事対象工事（施工者希望型）の場合** 受注者は、本工事においてＩＣＴを活用する工種について希望がある場合は、監督員と下記に基づき協議できるものとする。協議の結果、ＩＣＴ活用の効果が見込まれると判断される場合は、ＩＣＴ活用工事として実施するものとする。 **第１条　ＩＣＴ活用工事について** １　ＩＣＴ活用工事 本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき実施するＩＣＴ活用工事である。 なお、ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、別途定める「岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領（以下「試行要領」という）」により実施することとする。 ※国土交通省が定める工種別の実施要領・積算要領については、令和８年度のものを参照することとする。 **２　定義** (1) i-Construction とは、ＩＣＴの活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産プロセスの最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 (2) ＩＣＴ活用工事は、建設生産プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全部又は一部に活用する工事である。ただし、一部に活用する場合は②④⑤での活用は必須とする。（該当プロセスがない工種は除く） ①　３次元起工測量 ②　３次元設計データ作成 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ④　３次元出来形管理等の施工管理 ⑤　３次元データの納品

項　　目	特　記　事　項
	第２条 適用工種 本工事では、受注者がＩＣＴ活用工事を行う希望があり、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が調った工種において本特記仕様書を適用する。 **第３条 ＩＣＴ活用工事の実施方法** １　受注者は、ＩＣＴ活用工事を行う希望がある場合、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が調った場合に下記２～８によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。 ２　原則、本工事の適用工種にて適用することとし、ＩＣＴの活用内容、対象範囲等について監督員と協議するものとする。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。 なお、本工事で法面整形工のＩＣＴ活用を希望する場合は、土工（1箇所当たりの施工土量が100ｍ３以下の掘削を除く）についても同様の施工プロセスにおいてＩＣＴ活用を実施すること。 ３　ＩＣＴを活用し、次の施工を実施する。 ①　３次元起工測量 受注者は、本工事の起工測量において、「岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領」により３次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 ※測量に際しては、伐採後の現況地形において行うこと。 ②　３次元設計データ作成 受注者は、設計図書や３①で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ３②で作成した３次元設計データ又は施工用に作成した３次元データを用いて、ＩＣＴ建設機械により施工を実施する。 ④　３次元出来形管理等の施工管理 工事の施工管理において、「岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領」により、ＩＣＴを用いた出来形管理及び品質管理を実施する。 ⑤　３次元データの納品 ３④により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品するとともに、電子成果品については、岡山県電子納品ガイドライン（案）に定めるフォルダ（ICON）に格納することとする。 ４　上記３①～⑤を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーシ

項　　目	特　記　事　項
	ョン・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。 　発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。 ５　上記３①～⑤で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督員に提出すること。 ６　試行要領の基準類にある土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。 ７　受注者は、必要に応じてＩＣＴ活用効果等に関する調査（施工合理化調査、アンケート調査等）に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。 ８　本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。 **第４条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について** １．図面 　図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。 **第５条　ＩＣＴ活用工事の費用について** 　受注者が、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ活用工事を実施する項目については、設計変更の対象とし、変更計上することとする。 　ただし、監督員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。 **第６条 履行証明書について** ＩＣＴ活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、ＩＣＴ活用工事履行証明書を発行するものとする。

項　　目	特　記　事　項
ＩＣＴ活用工事について	**ＩＣＴ活用工事対象工事（発注者指定型）の場合** 本工事は、ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）の対象工事であり、下記に基づき監督員と協議すること。 **第１条　ＩＣＴ活用工事について** １　ＩＣＴ活用工事 本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき実施するＩＣＴ活用工事である。 なお、ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、別途定める「岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領（以下「試行要領」という）」により実施することとする。 ※国土交通省が定める工種別の実施要領・積算要領については、令和８年度のものを参照することとする。 ２　定義 (1) i-Construction とは、ＩＣＴの活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産プロセスの最適化を図る取り組みである。本工事では、発注者の指定により、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 (2) ＩＣＴ活用工事とは、建設生産プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全部又は一部に活用する工事である。ただし、一部に活用する場合は②④⑤は必須とし、①③は選択とする。 （該当プロセスがない工種は除く） ① ３次元起工測量 ② ３次元設計データ作成 ③ ＩＣＴ建設機械による施工 ④ ３次元出来形管理等の施工管理 ⑤ ３次元データの納品 **第２条　適用工種** 本工事では、河川土工（※１）の盛土（※２）において本特記仕様書を適用する。 工事内容により選択して下記を記載する ※１：「河川土工」、「海岸土工」、「砂防土工」、「道路土工」のいずれかを選択して記載すること。 ※２：「掘削」、「盛土」、「路体盛土」、「路床盛土」、「法面整形」から選択して記載す

項　　目	特　記　事　項
	ること。 **第３条　ＩＣＴ活用工事の実施方法** １　受注者は、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、下記２～８によりＩＣＴ活用工事を行う。また、設計図書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。 ２　原則、本工事においては、受注者の責に帰すべき事由がない場合を除いて、上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。 受注者は、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督員と協議するものとする。 なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 ３　ＩＣＴを活用し、次の施工を実施する。 ①　３次元起工測量 受注者は、本工事の起工測量において、「岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領」により３次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 ※測量に際しては、伐採後の現況地形において行うこと。 ②　３次元設計データ作成 受注者は、設計図書や３①で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ②で作成した３次元設計データ又は施工用に作成した３次元データを用いて、ＩＣＴ建設機械により施工を実施する。 ④　３次元出来形管理等の施工管理 工事の施工管理において、「岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領」により、ＩＣＴを用いた出来形管理及び品質管理を実施する。 ⑤　３次元データの納品 ３④により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品するとともに、電子成果品については、岡山県電子納品ガイドライン（案）に定めるフォルダ（ICON）に格納することとする。 ４　上記３①～⑤を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

項　　目	特　記　事　項
	発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。 ５　上記３①～⑤で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督員に提出すること。 ６　試行要領の基準類にある土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。 ７　受注者は、必要に応じてＩＣＴ活用効果等に関する調査（施工合理化調査、アンケート調査等）に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。 ８　本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。 **第４条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について** １．図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。 **第５条　ＩＣＴ活用工事の費用について** ＩＣＴ活用工事の費用については、土工について費用を計上している が、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。 ３次元起工測量、３次元設計データの作成並びに３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。 受注者が、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ協議を行い、ＩＣＴ活用工事を実施する項目については、設計変更により計上することとする。 ただし、監督員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。 **第６条　履行証明書について** ＩＣＴ活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、ＩＣＴ活用工事履行証明書を発行するものとする。

項　　目	特　記　事　項
ICT活用工事について	ＩＣＴ活用工事の対象外の場合 本工事は、ICT活用工事の対象外である。